

第5回 貨物軽自動車運送事業適正化協議会 議事概要

【日時】令和8年1月14日（水）13：00～14：30

【出席者】別紙の通り

冒頭、国土交通省物流・自動車局 安全政策課長 鈴木より開会の挨拶を行った。
議事次第に沿って、行政及び構成員から以下の資料を説明後、意見交換が行われた。

- ・ [貨物軽自動車運送事業に関する安全対策について]
- ・ [適性診断の受診方法等について]
- ・ [(構成員提出資料) 適性診断の早期・分散受診に向けた取組について]
- ・ [次期「事業用自動車総合安全プラン」について]
- ・ [今後のスケジュール]

構成員から、貨物軽自動車運送事業に関する安全対策の周知状況や今後の取組等について、主に以下の発言があった。

貨物軽自動車運送事業に関する安全対策

- 協議会や説明会、ポータルサイト、メールマガジン等を通じて、安全対策に関する情報の周知を行うとともに、適性診断や貨物軽自動車安全管理者講習の未受診・未修了者への継続的な働きかけや実施状況の把握を進めている。
- 貨物軽自動車安全管理者講習の受講タイミングについて、「選任後2年ごとに受講」との規定を「初回受講から2年以内に再受講」と誤解し、次の受講時期を遅らせようと初回の受講を延期する例が見られる。引き続き正しい情報の周知に努めたい。
- 適性診断について、委託事業者に対し受診結果を自動連携することで、委託事業者の負担軽減を図っていききたい。
- 適性診断について、受診者数のスケジュール設定や自動車事故対策機構との連携等を通じて、受診率の向上を図っていききたい。
- 適性診断について、事故削減効果等の情報を提示することができれば、受診のモチベーション向上や運転者の安全意識向上が期待される。
- 安全対策を十分に講じている事業者が選択されるような仕組みを構築することが考えられる。
- 全国軽貨物協会に加盟する個人事業主ドライバーに対し、業務日報や事故報告書等の作成・管理が可能なシステムを提供している。
- 地方運輸局等が開催する安全対策に係る勉強会の情報を、一覧化し提示してほしい。

以上